

歳 入

1 市 税

・ 市民税

(個人市民税)

(単位：人、千円)

区 分	令和6年度(A)	令和5年度(B)	比較(A)-(B)
納税義務者数	54,117	53,684	433
均等割額	160,743	185,150	△ 24,407
所得割額	5,197,501	5,406,741	△ 209,240
分離課税額	40,000	40,000	0
予 算 額	5,398,244	5,631,891	△ 233,647

※税制改正により、所得割額は令和6年度に実施する定額減税により462,160千円減収を見込む。

*積算根拠

	(調定見込額)	(収納率)	(予算額)
・均等割	3,000円 × 54,117人	× 99.01%	≒ 160,743,000円
・所得割	5,249,471,000円	× 99.01%	≒ 5,197,501,000円
・分離課税退職分	40,000,000円	× 100.00%	= 40,000,000円
		計	5,398,244,000円

(法人市民税)

・ 均等割

(単位：件、千円)

区 分	均等割額 (円)	法 人 件 数		均 等 割 額		
		令和6年度 総 数	令和5年度 総 数	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	比 較 (A)-(B)
9号法人	3,000,000	12	12	36,000	36,000	0
8号法人	1,750,000	2	2	3,500	3,500	0
7号法人	410,000	92	92	37,720	37,720	0
6号法人	400,000	6	5	2,400	2,000	400
5号法人	160,000	78	78	12,480	12,480	0
4号法人	150,000	22	21	3,300	3,150	150
3号法人	130,000	302	299	39,260	38,870	390
2号法人	120,000	11	10	1,320	1,200	120
1号法人	50,000	1,545	1,448	77,250	72,400	4,850
合 計		2,070	1,967	213,230	207,320	5,910

・法人税割 (税率8.4% ※令和元年10月1日以降開始の事業年度より12.1%から8.4%に変更)

(単位：千円)

令和6年度(A)	令和5年度(B)	比較(A)-(B)
718,875	584,550	134,325

*積算根拠

	(調定見込額)	(収納率)	(予算額)
・均等割	213,230,000円	× 99.85%	≒ 212,910,000円 ①
・法人税割	719,955,000円	× 99.85%	≒ 718,875,000円 ②
	計 ① + ②	=	931,785,000円

・固定資産税

(土地)

土地に関する調べ (免税点含む)

(単位:地積 千㎡、課税標準額 千円)

地目	年度	令和6年度			令和5年度			比較 (A)-(B)
		筆数	地積	課税標準額 (A)	筆数	地積	課税標準額 (B)	
田	調整区域	18,334	19,828	2,268,500	18,384	19,863	2,271,781	△ 3,281
	市街化区域	158	75	95,789	162	76	103,863	△ 8,074
畑	調整区域	9,070	4,591	261,496	9,115	4,616	262,845	△ 1,349
	市街化区域	1,316	648	1,521,014	1,363	673	1,598,942	△ 77,928
宅地		48,591	13,522	81,460,250	48,334	13,459	81,474,625	△ 14,375
山林	一般	2,096	1,294	40,439	2,111	1,295	40,455	△ 16
	介在	754	371	481,889	783	380	506,752	△ 24,863
池沼		108	80	643	111	80	645	△ 2
原野		709	227	7,354	710	228	7,400	△ 46
雑種地		12,060	4,102	18,581,092	12,049	4,086	18,911,408	△ 330,316
合計		93,196	44,738	104,718,466	93,122	44,756	105,178,716	△ 460,250

*積算根拠

$$\begin{aligned}
 & \text{(課税標準額)} && \text{(免税点以下)} \\
 104,718,466,000\text{円} & - & 473,954,000\text{円} & = & 104,244,512,000\text{円} \\
 & & \text{(税率)} & & \text{(税額)} \\
 & & \times & 1.4\% & \doteq & 1,459,423,000\text{円} \\
 & \text{(税額)} & \text{(住宅用地特例税額)} & \text{(減免見込額)} & \text{(調定見込額)} \\
 1,459,423,000\text{円} & - & (6,837,000\text{円} + 2,370,000\text{円}) & = & 1,450,216,000\text{円} \\
 & \text{(調定見込額)} & \text{(収納率)} & \text{(予算額)} \\
 1,450,216,000\text{円} & \times & 99.17\% & \doteq & 1,438,179,000\text{円}
 \end{aligned}$$

(家屋)

(単位:床面積 千㎡、課税標準額 千円)

区分	令和6年度		令和5年度		比較 (A)-(B)
	床面積	課税標準額 (A)	床面積	課税標準額 (B)	
既存分	6,389	204,945,715	6,324	206,295,143	△ 1,349,428
新增分	60	5,109,071	64	4,602,643	506,428
合計	6,449	210,054,786	6,388	210,897,786	△ 843,000

*積算根拠

(課税標準額) (税率) (税額)
 210,054,786,000円 × 1.4% ≒ 2,940,767,000円
 (税額) (新築軽減) (減免見込額) (震災特例軽減額) (調定見込額)
 2,940,767,000円 - (103,747,000円 + 16,555,000円 + 150,000円) = 2,820,315,000円
 (調定見込額) (収納率) (予算額)
 2,820,315,000円 × 99.17% ≒ 2,796,906,000円

(償却資産)

(単位：千円)

区分	年度	令和6年度		令和5年度		比較 (A)-(B)
		件数	調定見込額 (A)	件数	調定見込額 (B)	
市長決定		737	775,314	687	812,450	△ 37,136
総務大臣配分		14	236,044	15	236,080	△ 36
知事配分		2	8,566	2	8,465	101
合計		753	1,019,924	704	1,056,995	△ 37,071

*積算根拠

(調定見込額) (収納率) (予算額)
 1,019,924,000円 × 99.17% ≒ 1,011,458,000円

(国有資産等所在市町村交付金)

(単位：円)

区分	年度	令和6年度(A)	令和5年度(B)	比較 (A)-(B)
茨城県 管財課		1,970,100	1,960,700	9,400
茨城県 企業局		2,423,600	2,423,600	0
関東財務局		79,800	83,146	△ 3,346
裁判所		300	300	0
合計		4,473,800	4,467,746	6,054

・軽自動車税

(種別割)

(単位：台、円)

区 分	税額 (円)	令和6年度		令和5年度		比 較 (C)-(D)			
		課税台数 (A)	調定額 (C)	課税台数 (B)	調定額 (D)				
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	2,000	2,795	5,590,000	2,913	5,826,000	△ 236,000		
	51cc～90cc	2,000	320	640,000	293	586,000	54,000		
	91cc～125cc	2,400	1,124	2,697,600	980	2,352,000	345,600		
	ミニカー	3,700	81	299,700	68	251,600	48,100		
	特定小型原付	2,000	9	18,000			18,000		
	小 計		4,329	9,245,300	4,254	9,015,600	229,700		
小 型 特 殊	農耕作業用	2,400	1,075	2,580,000	1,115	2,676,000	△ 96,000		
	特殊作業用	5,900	67	395,300	63	371,700	23,600		
	小 計		1,142	2,975,300	1,178	3,047,700	△ 72,400		
軽 自 動 車	二 輪 車	3,600	1,237	4,453,200	1,114	4,010,400	442,800		
	4 輪 以 上 の も の	自 家 用	乗 用	2,700	63	170,100	0	0	170,100
				7,200	5,908	42,537,600	6,878	49,521,600	△ 6,984,000
				10,800	10,503	113,432,400	8,448	91,238,400	22,194,000
				12,900	3,828	49,381,200	3,898	50,284,200	△ 903,000
	小 計		20,302	205,521,300	19,224	191,044,200	14,477,100		
	貨 物	1,300	0	0	8	10,400	△ 10,400		
		4,000	830	3,320,000	1,041	4,164,000	△ 844,000		
		5,000	1,734	8,670,000	1,356	6,780,000	1,890,000		
		6,000	1,587	9,522,000	1,573	9,438,000	84,000		
	小 計		4,151	21,512,000	3,978	20,392,400	1,119,600		
	営 業 用	乗 用	5,500	1	5,500	0	0	5,500	
			6,900	1	6,900	1	6,900	0	
			8,200	1	8,200	0	0	8,200	
			小 計		3	20,600	1	6,900	13,700
			貨 物	3,000	90	270,000	74	222,000	48,000
				3,800	150	570,000	109	414,200	155,800
	4,500	28		126,000	33	148,500	△ 22,500		
	小 計		268	966,000	216	784,700	181,300		
	小 計		25,961	232,473,100	24,533	216,238,600	16,234,500		
二輪の小型自動車	6,000	1,617	9,702,000	1,513	9,078,000	624,000			
合 計		33,049	254,395,700	31,478	237,379,900	17,015,800			

*積算根拠

※特定小型原動機付自転車は、令和6年度から課税

	(調定見込額)	(収納率)	(予算額)
原動機付自転車	9,245,300円	× 98.58%	≒ 9,114,000円
小型特殊自動車	2,975,300円	× 98.58%	≒ 2,933,000円
軽自動車	232,473,100円	× 98.58%	≒ 229,171,000円
2輪の小型自動車	9,702,000円	× 98.58%	≒ 9,564,000円
		合計	250,782,000円

(環境性能割)

*積算根拠

県税収見込 16,099,000円(予算額)

・市たばこ税

(単位：本、円)

区分	令和6年度(A)	令和5年度(B)	比較(A)-(B)
課税標準本数	97,434,520	95,723,725	1,710,795
税額	638,390,000	627,181,000	11,209,000

*積算根拠

- 令和6年度たばこ販売本数見込み(令和5年度販売本数見込み×増減率)

98,062,118本×△0.64%=97,434,520本

- 従量割

98,062,118本×△0.64%×6,552円/1,000本≒638,390,000円

※令和3年10月1日から税率改正。1,000本あたり6,122円から6,552円。

・都市計画税

(土地) 納税義務者数及び課税標準額(免税点以上)

(単位：人、千円)

年度 項目	令和6年度		令和5年度		比較 (A)-(B)	比較 (C)-(D)
	納税義務者数 (A)	課税標準額 (C)	納税義務者数 (A)	課税標準額 (C)		
土地	27,179	122,424,086	26,999	122,722,466	180	△ 298,380

※納税義務者数の合計は、法人も含めた実数である。

*積算根拠

(課税標準額)

122,424,086,000円 × 税率0.3% ≒ 367,272,000円

(税額)

(住宅用地特例税額)

(減免見込額)

(調定見込額)

367,272,000円 - (973,000円 + 439,000円) = 365,860,000円

(調定見込額)

(収納率)

(予算額)

365,860,000円 × 99.17% ≒ 362,823,000円

(家屋)

(単位：床面積 千㎡、課税標準額 千円)

区分	令和6年度		令和5年度		比較 (A)-(B)
	床面積	課税標準額(A)	床面積	課税標準額(B)	
既存分	5,123	176,345,000	5,088	177,642,333	△ 1,297,333
新增分	52	4,405,334	55	3,945,667	459,667
合計	5,175	180,750,334	5,143	181,588,000	△ 837,666

*積算根拠

(課税標準額)

(税率)

(税額)

180,750,334,000円 × 0.3% ≒ 542,251,000円

(税額)

(減免見込額)

(震災特例軽減額)

(調定見込額)

542,251,000円 - (905,000円 + 14,000円) = 541,332,000円

(調定見込額)

(収納率)

(予算額)

541,332,000円 × 99.17% ≒ 536,838,000円

令和6年度市税滞納繰越予算計上積算表

(単位:千円)

<個人市民税>

令和6年度 滞納繰越分見込額		
調定額	徴収率	収入額
134,075	45.94%	61,594

・・・(A)

令和5年度 見込額					
項 目	調定額	徴収率	収入額	不納欠損額	滞納繰越額
R5年度現年度分	5,797,085	98.54%	5,712,448	0	84,637
R4年度以前分	120,975	45.94%	55,576	15,961	49,438
合 計	5,918,060		5,768,024	15,961	134,075

<法人市民税>

令和6年度 滞納繰越分見込額		
調定額	徴収率	収入額
6,332	36.88%	2,335

・・・(B)

令和5年度 見込額					
項 目	調定額	徴収率	収入額	不納欠損額	滞納繰越額
R5年度現年度分	912,322	99.54%	908,125	0	4,197
R4年度以前分	4,308	36.88%	1,589	584	2,135
合 計	916,630		909,714	584	6,332

<固定資産税>

令和6年度 滞納繰越分見込額		
調定額	徴収率	収入額
68,274	43.66%	29,808

・・・(C)

令和5年度 見込額					
項 目	調定額	徴収率	収入額	不納欠損額	滞納繰越額
R5年度現年度分	5,332,452	99.30%	5,295,125	0	37,327
R4年度以前分	82,470	43.66%	36,006	15,517	30,947
合 計	5,414,922		5,331,131	15,517	68,274

<軽自動車税>

令和6年度 滞納繰越分見込額		
調定額	徴収率	収入額
9,123	29.83%	2,721

・・・(D)

令和5年度 見込額					
項 目	調定額	徴収率	収入額	不納欠損額	滞納繰越額
R5年度現年度分	251,628	98.45%	247,728	0	3,900
R4年度以前分	8,757	29.83%	2,612	922	5,223
合 計	260,385		250,340	922	9,123

<都市計画税>

令和6年度 滞納繰越分見込額		
調定額	徴収率	収入額
11,613	43.66%	5,070

・・・(E)

令和5年度 見込額					
項 目	調定額	徴収率	収入額	不納欠損額	滞納繰越額
R5年度現年度分	909,709	99.30%	903,341	0	6,368
R4年度以前分	13,978	43.66%	6,103	2,630	5,245
合 計	923,687		909,444	2,630	11,613

<各税目の滞納繰越分合計>

(A)+(B)+(C)+(D)+(E) = 101,528千円

(単位：千円、%)

歳入項目	6年度	5年度	増減額	増減率	概要
2 地方譲与税	333,042	321,440	11,602	3.6	
自動車重量譲与税	242,000	235,000	7,000	3.0	道路特定財源の一般財源化に伴い、市町村道整備の財源としての用途制限を廃止。自動車重量税総額の100分の40.7が市町村に譲与されるもので、道路の延長及び面積に按分して譲与される。
地方揮発油譲与税	77,000	75,000	2,000	2.7	道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税に改正。地方揮発油税総額の100分の42が道路の延長及び面積に按分して市町村に譲与される。
森林環境譲与税	14,042	11,440	2,602	22.7	森林環境譲与税総額の10分の9に相当する金額を、市町村に対し、私有林人工林面積、林業就業者数、人口に按分して譲与される。※ただし、令和5年度の譲与割合は10分の8.8
3 利子割交付金	6,000	6,000	0	0.0	個人の納めた県民税利子割の100分の59.4に相当する金額を、市町村に対し、個人県民税の額に按分して交付される。
4 配当割交付金	75,000	91,000	△ 16,000	△ 17.6	県に納入された配当割額の100分の59.4に相当する金額を、市町村に対し、個人県民税の額に按分して交付される。
5 株式等譲渡所得割交付金	89,000	60,000	29,000	48.3	県に納入された株式等譲渡所得割額の100分の59.4に相当する金額を、市町村に対し、個人県民税の額に按分して交付される。
6 法人事業税交付金	190,000	190,000	0	0.0	県に納入された法人事業税額の100分の7.7に相当する金額を、市町村に対し、従業者数の割合に応じて交付される。
7 地方消費税交付金	2,412,000	2,465,000	△ 53,000	△ 2.2	
一般分	994,000	1,012,000	△ 18,000	△ 1.8	地方消費税の2分の1に相当する金額のうち、地方消費税の引上げ前の従前分について、直近の国勢調査の人口、事業所統計の従業者数に按分して交付される。
社会保障財源化分	1,418,000	1,453,000	△ 35,000	△ 2.4	地方消費税の2分の1に相当する金額のうち、地方消費税の引上げ分について、直近の国勢調査の人口に按分して交付される。
8 ゴルフ場利用税交付金	59,000	49,000	10,000	20.4	県に納入された当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の10分の7に相当する金額が交付される。
9 環境性能割交付金	36,000	29,000	7,000	24.1	消費税率引上げに伴い、自動車取得税に代わり導入された自動車税環境性能割について、県に納入された金額の100分の40.85に相当する金額が、市町村に道路の延長及び面積に按分して交付される。
10 地方特例交付金	555,160	96,000	459,160	478.3	
住宅借入金等特別税額控除減収補てん特例交付金	93,000	96,000	△ 3,000	△ 3.1	所得税から個人市民税への税源移譲により、所得税で控除しきれない住宅借入金等特別税額控除(ローン控除)を個人市民税から控除することとなったことに伴い、市町村に生じる減収を補てんするため交付される。※令和5年度までの名称は、個人市民税減収補てん特例交付金
定額減税減収補てん特例交付金	462,160	0	462,160	皆増	賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担軽減及びデフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度分個人市民税の減税が実施されることに伴い、市町村に生じる減収を補てんするため交付される。

(単位：千円、%)

歳入項目	6年度	5年度	増減額	増減率	概要
11 地方交付税	8,810,000	8,650,000	160,000	1.8	
普通交付税	8,440,000	8,280,000	160,000	1.9	国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税・地方法人税を原資とし、基準財政需要額が基準財政収入額を超える団体に交付される。 令和5年度当初算定実績 8,460,860千円 (令和5年度当初算定実績との差 △20,860千円) ※令和5年度再算定後実績 8,716,713千円 (令和5年度再算定後実績との差 △276,713千円)
特別交付税	370,000	370,000	0	0.0	普通交付税で補捉されない特別の財政需要に対し、地方交付税総額の6%を財源に交付される。
12 交通安全対策特別交付金	12,000	13,000	△ 1,000	△ 7.7	交通安全施設整備の財源として交付されるもので、交付基準は交通事故発生件数と人口集中地区人口が基礎となり交付される。
13 分担金及び負担金	157,080	143,782	13,298	9.2	民間保育園入所児保護者負担金、取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費負担金、常総地域病院群輪番制病院運営費負担金、放課後児童対策事業保護者負担金等
14 使用料及び手数料	284,669	298,694	△ 14,025	△ 4.7	・使用料(自転車駐車場、公立保育所、道路、住宅、公園、体育館、公民館等) ・手数料(戸籍関係、し尿処理、粗大ごみ収集運搬、建築確認等)
15 国庫支出金	6,467,502	5,798,064	669,438	11.5	各事業及び事務にかかる負担金、補助金、委託金(生活保護費負担金1,764,750千円、子どものための教育・保育給付費負担金1,211,184千円、自立支援給付費負担金1,056,000千円等)
16 県支出金	2,715,947	2,651,604	64,343	2.4	各事業及び事務にかかる負担金、補助金、委託金
17 財産収入	63,366	49,590	13,776	27.8	土地建物貸付収入、利子及び配当金等
18 寄附金	2,000,312	1,200,162	800,150	66.7	平和基金寄附金、ふるさと取手応援基金寄附金、みどりの基金寄附金等
19 繰入金	2,576,250	1,944,918	631,332	32.5	・基金繰入金 ふるさと取手応援基金繰入金1,604,578千円、財政調整基金繰入金600,000千円、減債基金繰入金150,000千円、公共施設整備基金繰入金75,706千円、みどりの基金繰入金1,930千円、学校施設整備基金繰入金15,360千円等 ・特別会計繰入金 介護保険特別会計繰入金6,183千円、後期高齢者医療特別会計繰入金100千円、国民健康保険事業特別会計繰入金1千円
20 繰越金	500,000	500,000	0	0.0	令和5年度からの繰越金
21 諸収入	767,167	754,645	12,522	1.7	市税延滞金、市預金利子、貸付金元利収入、受託事業収入、収益事業収入、給食事業収入、雑入
22 市債	1,243,000	1,986,400	△ 743,400	△ 37.4	農林水産業債、土木債、消防債、教育債、合併特別債、公共施設等適正管理推進事業債、臨時財政対策債、民生債、緊急防災・減災事業債、防災対策事業債
うち臨時財政対策債	100,000	300,000	△ 200,000	△ 66.7	令和5年度実績 235,536千円 (令和5年度実績との差 △135,536千円)

※令和5年度は国の補正予算において、地方交付税が増額され、普通交付税の再算定が行われた。

[内容] 普通交付税の調整率減額分の遡及算定を行うとともに、「臨時経済対策費」、「臨時財政対策債償還基金費」が臨時費目として創設された。